⑸　都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が⑶の②の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより、ワクチン接種が困難となった場合にあっては、当該農場に対し⑵の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

⑹　（略）

２　ワクチン接種区域及びワクチン接種プログラム

⑴　ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、以下の地域のほか、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

ワクチン接種推奨地域：北海道以外の地域

⑵　都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域に設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

①　ワクチン接種区域の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

②・③　（略）

④　ワクチン接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

⑤～⑦　（略）

⑧　ワクチン接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

⑨　（略）

⑶　ワクチン接種プログラムの確認

⑵によりワクチン接種プログラムを作成したときは、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

⑷　都道府県知事によるワクチン接種区域の設定

①　都道府県知事は、⑶により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、当該プログラムの範囲内において、ワクチン接種区域を設定することができる。

②　都道府県知事は、①によりワクチン接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における⑴の①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象とすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小となるよう設定しなければならない。

⑸　都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が⑶の②の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより認定農場の認定が取り消された場合又は当該農場における登録飼養衛生管理者のみによるワクチン接種が困難となった場合にあっては、当該農場に対し⑵の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

⑹　（略）

２　接種区域及びワクチン接種プログラム

⑴　ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

⑵　都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

①　接種区域（接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

②・③　（略）

④　接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

⑤～⑦　（略）

⑧　接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

⑨　（略）

⑶　ワクチン接種プログラムの確認

農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

⑷　都道府県知事による接種区域の設定

①　都道府県知事は、⑶により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第６条第２項において準用する法第５条第２項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。

②　都道府県知事は、①により接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における⑴の①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象とすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小となるよう設定しなければならない。